

介護老人保健施設 整備費補助制度の概要

【創設・改修型創設・増築・改築
・ユニット化改修・増床型改修】

令和 7 年 4 月

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 施設支援課

- ※ 本資料の内容は、令和 7 年 4 月時点の令和 7 年度当初予算の内容となります。
- ※ 実際の補助額は、内示年度の当初予算内容を踏まえた補助要綱に基づき交付されます。
- ※ 本資料の内容は、都内（八王子市を除く）に整備した場合の内容です。

東京都における介護老人保健施設の整備について	P.3
1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要	P.5
(1) 整備区分	
(2) 補助対象経費	
(3) 整備費補助の流れ	
(4) 協議スケジュール	
(5) 補助額について	
2 法人審査要領	P.21
3 施設審査基準	P.22
4 その他の注意点	P.23
(1) 増築・改築を行う際の注意点	
(2) 工事請負費の適切な見積り	
(3) 入札・工事請負契約について	
(4) 財産処分について	
5 介護老人保健施設の整備に関する主な支援	P.28
6 お問い合わせ先	P.31

介護老人保健施設は、

在宅生活への復帰を目指す要介護高齢者に対し、
施設サービス計画に基づき、看護、介護、医療、日常生活上の世話をを行う施設です。

東京都では、令和12年度末までに介護医療院と合わせて3万人分を確保することを目標としております。

<令和7年度整備基本指針（参考）>（一部抜粋）

1 基本的な考え方

都は、介護老人保健施設の整備に当たって、以下の考え方を基本とし、予算の範囲内において計画的な整備を進める。

- （１）サービス提供量等を踏まえた計画的な整備
- （２）区市町村の主体的な関与に基づく整備

2 具体的な指針

1の基本的な考え方を踏まえた上で、都全体における施設配置の地域的均衡等に配慮した計画的な整備を進める。このため、まず「地域的要件」に該当する施設の整備を優先する。次に「事業的要件」に該当する施設の整備を優先する。

- （１）地域的要件：都の介護保険事業支援計画における必要入所定員総数を達成していない圏域に整備する施設（整備区域内には災害レッドゾーンを含まないこと）
- （２）事業的要件：通所リハビリテーション事業・訪問看護ステーション事業の実施 等

東京都における介護老人保健施設の整備について

詳細は施設整備の審査基準を御確認ください。

[主な施設・設備基準] ※面積は内法

	主な施設基準	1人当たりの基準面積
従来型	療養室(4人以下)	8㎡以上
	食堂	2㎡以上
	談話室	0.5㎡程度
	レクリエーション・ルーム	1㎡程度
ユニット型	療養室	10.65㎡以上
	共同生活室	2㎡以上
共通	機能訓練室	1㎡以上
	診察室、浴室（特別浴・一般浴）、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、調剤所（老健で調剤を行う場合）の設置 等	

[主な人員配置基準]

医師	・常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上 ・常勤の医師を1人以上配置・入所・通所との兼務可
看護職員	・常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（看護・介護の内訳は、その総数の、看護職員については2/7程度を、介護職員については5/7程度をそれぞれ標準とする）
介護職員	
支援相談員	・常勤1以上（入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤職員1名に加え常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	・常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上
(管理)栄養士	・入所定員100人以上の施設にあっては、1以上 ・100人未満の施設においても常勤職員の配置に努めるべきであること
介護支援専門員	・常勤1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする）
薬剤師・調理員	・施設の実情に応じた適当数（薬剤師：入所者の数を300で除した数以上が標準である。）
事務員・その他	

1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

(1) 整備区分

整備区分		内容
新規整備	創設★	新たに施設を整備すること。
	改修型創設	既存建物の躯体工事に及ばない改修工事(壁撤去等)により、施設を整備すること。
既存施設 対象	増築	定員を増員するための増築整備を行うこと。
	改築★	既存施設の定員を原則減員しないで、既存施設を取り壊して改築整備を行うこと（移転改築、一部改築を含む。）
	ユニット化改修	ユニット型個室への転換を行うこと。
	一時移転型改良工事★ 【令和7年度新設】	建物構造を残し、建物全体に対して行う間仕切り壁やクロス等の内装、給排水設備や電気設備、外壁等の改良工事を行うこと。ただし、入所者の一時移転等を要件とする。
	大規模改修	躯体工事に及ばない改修工事を行うこと。
	大規模改修 (空調設備更新) 【令和7年度新設】	前回の大規模改修補助からの経過期間が10年未満の施設において、法定耐用年数を超えた空調設備を更新する工事を行うこと。
	看取り対応改修	看取り及び家族宿泊のための改修を行うこと。
	増床型改修	既存施設の定員を増員するために躯体工事に及ばない改修工事により施設を整備すること。
デジタル介護機器等コンサルティング等 経費支援【令和7年度新設】		デジタル介護機器、次世代介護機器、介護の周辺業務機器等の介護業務支援システムの選定・活用に関するコンサルティング等経費の補助。

補助対象は★の整備を行う施設

1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

メニューの概要

改修型創設

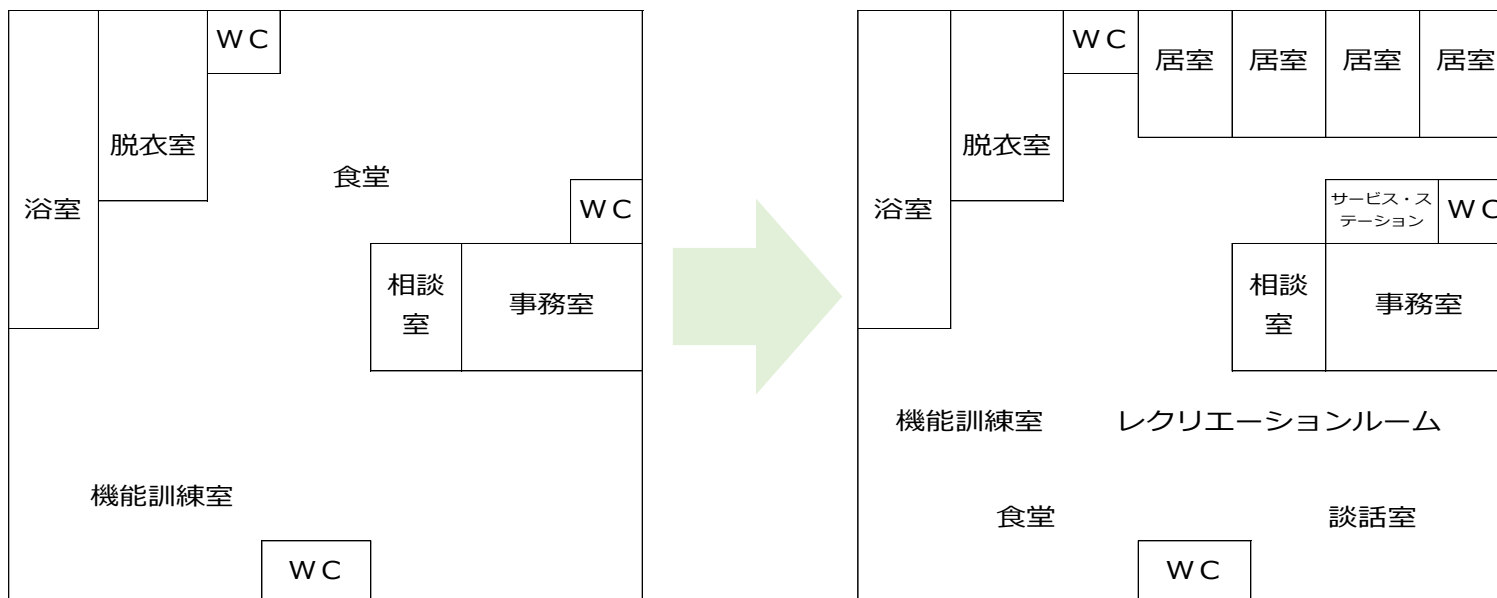
既存建物の躯体工事に及ばない改修工事(壁撤去等)により、施設を整備すること。

(例)病院跡施設を一部改修し、介護老人保健施設を新たに整備

増床型改修

既存の介護老人保健施設の増床のため、躯体工事に及ばない改修工事を行う場合、補助対象とします。

(例)通所リハの一部区画を利用し、介護老人保健施設（入所）を増床



※条例等により定める施設基準の外、人員配置基準等を満たす必要があります。

1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

メニューの概要

一時移転型改良工事【令和7年度新設】

建物構造を残しつつ建物全体に対して行う、間仕切壁やクロス等の内装、給排水設備や電気設備、外壁等などの改良工事（「全面的な改築」には当たらない工事）

■ 補助基準額（単位：円／人）

	基準単価	物価調整額	計	経過措置適用の場合
ユニット型	3,750,000	4,590,000	8,340,000	7,540,000
従来型個室	3,375,000	4,125,000	7,500,000	6,700,000
多床室	3,037,000	3,713,000	6,750,000	5,950,000

工事後も現行の条例等の基準に適合させず、経過措置適用（1床当たり面積等）とする場合は基準単価から800,000円が減額される。

■ 対象となる工事（建物構造を残しつつ行う改良工事）

・内装の全面的なリフォーム

入所者の生活環境の改善を目的として、建物内部全体に対して行う改良工事

・上記と併せて行う付帯設備等の改造

経年劣化で全面的に交換が必要な給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等

・外壁、屋上等のリフォーム等

（創設、改築又は直近の一時移転型改良工事から概ね30年程度経過し、老朽度調査により主要部の仕上げ及び設備が老朽化しているものに限る。）

■ 補助額

補助対象経費に1／2を乗じた額と補助基準額を比べて低い方の額

※促進係数、併設加算の適用なし

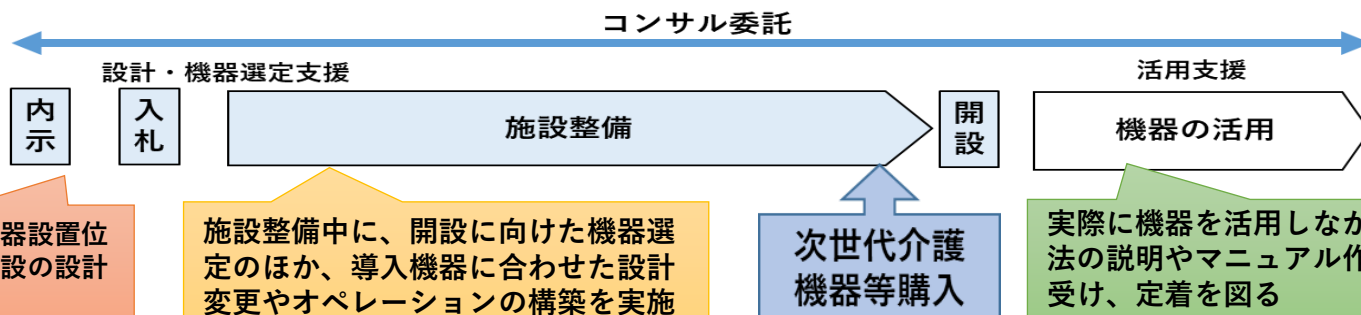
1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

メニューの概要

デジタル介護機器等コンサルティング等経費支援【令和7年度新設】

施設の開設時（改築等の再開設含む）からデジタル介護機器等を円滑に使用できるようにするため、設計段階から整備期間中、開設後の機器の活用まで一貫通貫したコンサルティング経費を補助します。（整備費補助の申請と同時に申請してください）

【補助対象施設】 介護老人保健施設・介護医療院 【対象整備区分】 創設・改築・一時移転型改良工事
【補助対象経費】 デジタル介護機器、次世代介護機器、介護の周辺業務機器等の導入にかかるコンサルティング経費
【補助対象期間】 補助内示～施設開設後6か月 【補助基準額】 2,000千円 【補助率】 3/4



機器の導入には以下の補助事業をご活用ください。

- ◆デジタル機器導入促進事業(※) ◆次世代介護機器導入促進事業(※) ◆分身ロボット等活用支援事業
- ◆掃除・配膳ロボット導入支援事業 (※)東京都高齢者施策推進部介護保険課所管事業

（創設の場合）開設準備経費等支援事業の上乗せ補助

創設の場合、開設準備経費等支援事業の補助基準額とは別に、上乗せ補助を活用することが可能です。

※上記のDX推進コンサルティング経費補助事業を活用して施設のDX化計画を作成していることを補助条件とします。

【補助対象経費】 創設における開設時のデジタル介護機器、次世代介護機器、介護の周辺業務機器等の導入にかかる経費

【上乗せ補助の基準額】 1施設当たり：80,000千円 【補助率】3/4

1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

(2) 補助対象経費

・工事費及び工事請負費

同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費を含みます。
(備品購入費は含めないこと。)

・工事事務費（設計監理料）

補助対象経費となる工事事務費は、工事費及び工事請負費の**2. 6%**を限度とします。

補助内示以降の契約（業務）が
補助対象となる。

補助対象外経費

× 土地の買収、整地（緑化・外構・土地造成・擁壁等）に要する費用

※大規模改修において「土砂災害等に備えた施設の一部改修等」を行う場合に限り、擁壁の設置等（既存の擁壁等の拡張、補修、再設置等を含む）に係る経費も補助対象とする。

× 既存建物の買収に要する費用

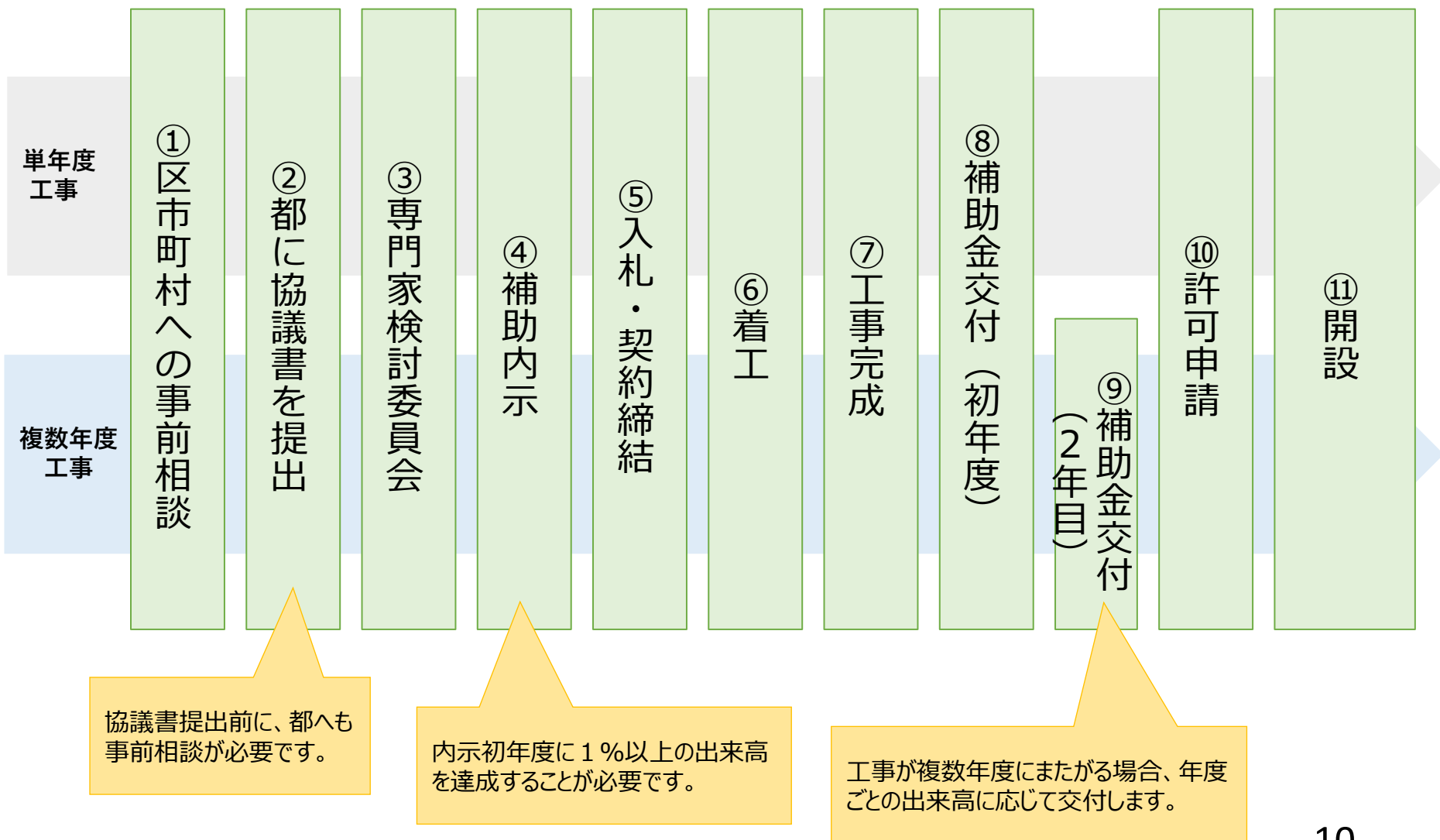
× 既存建物の取り壊しに要する費用（改築で補助対象と認められたものを除く。）

× 職員宿舍

× その他整備費として適当と認められない費用

1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

(3) 整備費補助の流れ



1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

(4) 協議スケジュール

協議書の提出前に
必ず計画の概要・審査基準への適合状況
について御相談ください。

	協議書提出締め切り	内示（予定）時期
第1回 補助協議	令和7年6月13日（金曜日）	令和7年11月中旬
第2回 補助協議	令和7年11月4日（火曜日）	令和8年5月上旬

※ 上記のスケジュールは、現時点の予定です。

※ 補助内示の時期は、専門家検討委員会の日程等により前後することがあるので、余裕をもって計画を立ててください。

※ 補助協議に必要な様式は、令和7年4月下旬頃に都のHPに掲載予定です。

※ 補助協議に先立ち、都へ事前相談をしてください。

1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

(5) 補助額について

①補助金額の算出方法

以下のA又はBを比較し、少ない方の額

A **基準額（※1）**と対象経費実支出額を比較して、いずれか少ない方の額

B 当該年度の総事業費から当該年度の寄付金その他収入額を控除した額

(※1) 基準額とは…

$$\text{基準額} = \left(\begin{array}{c} \text{①補助基準単価} \\ + \\ \text{②併設加算単価} \end{array} \right) \times \text{③促進係数} + \text{④物価調整額単価（※2）}$$

(※2) 物価調整額とは…

令和5年度まで定額の「高騰加算」により建築価格高騰に対応してきましたが、近年の建築価格の急激な高騰に対応するため、令和6年度より、物価状況により毎年変動する「物価調整額」に変更しました。

1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

(5) 補助額について

②整備区分別補助基準単価等（ユニット型）

（単位：円）

整備区分	基準単価 ※ 1 整備床数あたり	併設 加算	促進 係数	物価調整額単価 ※ 1 整備床数あたり
創設 増築	5,000,000	○	○	6,110,000
改築	6,000,000	○	×	7,340,000
改修型創設	3,750,000	○	○	4,590,000
増床型改修	2,500,000	○	○	3,050,000
一時移転型改良工事※	3,750,000	×	×	4,590,000

※工事後も現行の条例等の基準に適合させず、経過措置適用（1床当たり面積等）とする場合は基準単価から800,000円が減額される。

1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

(5) 補助額について

②整備区分別補助基準単価等（従来型個室）

（単位：円）

整備区分	基準単価 ※ 1 整備床数あたり	併設 加算	促進 係数	物価調整額単価 ※ 1 整備床数あたり
創設 増築	4,500,000	○	○	5,510,000
改築	5,400,000	○	×	6,610,000
改修型創設	3,375,000	○	○	4,125,000
増床型改修	2,250,000	○	○	2,750,000
一時移転型改良工事※	3,375,000	×	×	4,125,000

※工事後も現行の条例等の基準に適合させず、経過措置適用（1床当たり面積等）とする場合は基準単価から800,000円が減額される。

1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

(5) 補助額について

②整備区分別補助基準単価等（多床室）

（単位：円）

整備区分	基準単価 ※ 1 整備床数あたり	併設 加算	促進 係数	物価調整額単価 ※ 1 整備床数あたり
創設 増築	4,050,000	○	○	4,950,000
改築	4,860,000	○	×	5,950,000
改修型創設	3,037,000	○	○	3,713,000
増床型改修	2,025,000	○	○	2,475,000
一時移転型改良工事※	3,037,000	×	×	3,713,000

※工事後も現行の条例等の基準に適合させず、経過措置適用（1床当たり面積等）とする場合は基準単価から800,000円が減額される。

1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

(5) 補助額について

②整備区分別補助基準単価等（ユニット化改修）

（単位：円）

整備区分	基準単価 ※ 1 整備床数あたり	併設 加算	促進 係数	物価調整額単価 ※ 1 整備床数あたり
多床室 →ユニット型個室	2,500,000	○	×	3,050,000
従来型個室 →ユニット型個室	1,250,000	○	×	1,520,000

※ユニット化改修に当たっては、壁と天井との間に隙間が生じることは認められません。

1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

(5) 補助額について

③併設加算

土地が限られた都内において、介護老人保健施設の創設に伴い、地域密着型サービス等の併設を促し、地域住民に継続的なサービスを提供する拠点施設の整備を促進するため、併設するサービスの種類に応じて、補助基準単価に加算を行っています。

併設するサービス（事業所）	加算額 （円）
認知症高齢者グループホーム【令和7年度より増額】	500,000
看護小規模多機能型居宅介護事業所	350,000
小規模多機能型居宅介護事業所	300,000
認知症対応型デイサービスセンター	100,000
介護予防拠点	75,000
訪問看護ステーション（※）	90,000
夜間対応型訪問介護事業所	50,000
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	50,000
地域包括支援センター	10,000

（※）訪問看護ステーションの併設加算
次の①に掲げる額と②に掲げる額とを比較して、少ない方の額とする。

① 90,000円×整備床数×促進係数

② 50,000円×整備床数×促進係数
+ 4,000千円

1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

(5) 補助額について

④併設加算の注意事項

<注意事項 1>

整備床数が100床を超える場合、100床を超える分の基準単価に対しては、加算を行いません。

(例) 介護老人保健施設110床（ユニット型）に看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合

- ① 100床までの部分 $(500\text{万円} + 35\text{万円}) \times 100\text{人} = 5\text{億}3,500\text{万円}$
- ② 100床を超える部分 $500\text{万円} \times 10\text{人} = 5,000\text{万円}$

補助基準単価 + 併設加算単価 : ① + ② = 5億8,500万円

<注意事項 2>

複数のサービスを併設する場合、併設加算に係る単価の合計額は50万円を上限とします。

ただし、併設するサービスに認知症高齢者グループホームを含む場合に限り、70万円を上限とします。

(例) 介護老人保健施設110床（ユニット型）に看護小規模多機能型居宅介護事業所と認知症高齢者グループホームを併設する場合

- ① 100床までの部分 $(500\text{万円} + \textbf{70万円}) \times 100\text{人} = 5\text{億}7,000\text{万円}$
- ② 100床を超える部分 $500\text{万円} \times 10\text{人} = 5,000\text{万円}$

補助基準単価 + 併設加算単価 : ① + ② = 6億2,000万円

加算額は、
35万円 + 50万円 = 85万円
ではなく、上限の70万円

1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

(5) 補助額について

⑤促進係数 整備率の低い地域での整備を促進するため、基準単価に促進係数を乗じます。

促進係数	整備率	令和6年度補助協議時の適用状況
1.8	0.50%未満 かつ上乗せ条件(★)適用	千代田区、中央区、品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、新宿区、中野区、杉並区、檜原村、奥多摩町、国分寺市、狛江市、東久留米市
1.7	0.50%以上 0.60%未満 かつ上乗せ条件(★)適用	港区、台東区、多摩市、小平市
1.6	0.60%以上 0.70%未満 かつ上乗せ条件(★)適用	該当なし
1.5	0.50%未満	該当なし
1.4	0.50%以上 0.60%未満	文京区
1.3	0.60%以上 0.70%未満	豊島区、江戸川区、福生市、町田市、日野市、稲城市
1.2	0.70%以上 0.85%未満	北区、板橋区、練馬区、荒川区、墨田区、江東区、立川市、武蔵村山市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、東村山市、清瀬市、西東京市
1.1	0.85%以上 1.00%未満	足立区、葛飾区、青梅市、昭島市、国立市、東大和市
適用なし	1.00%以上	羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町

★ 令和12年度の高齢者人口及び整備見込数を加味した整備率が0.6%未満の場合、促進係数0.3上乗せ【令和3年度改正】

※ 整備率は、介護老人保健施設の整備床数を高齢者人口で除して算出します。

※ 区市町村単位の整備率と老人福祉圏域単位の整備率を比較して低い方の整備率（高い方の促進係数）を適用

※ 島しょ部における整備の場合は、促進係数ではなく、別に定める「島しょ工事指数」が適用されます。

※ この表は、令和6年度補助協議分（令和6・7年度着工予定分）にのみ適用されます。

※ 令和7年度補助協議分（令和7・8年度着工予定分）の係数は、令和7年5月頃に公表します。

1 介護老人保健施設施設整備費補助事業の概要

(5) 補助額について

⑥ 基準額の計算例

(例) 促進係数1.5が適用される区域で以下を整備（創設）する場合

整備床数（ユニット型）	90床	}	合計140床
整備床数（従来型個室）	20床		
整備床数（多床室）	30床		

併設施設 看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム

	①補助基準額	②併設加算	③促進 係数	④物価調整額
ユニット型	500万×90床 = 4億5,000万円	70万円×100床 = 7,000万円 ※積算ルール (p16) 床数の上限:100床 単価の上限:70万円	X 1.5 +	611万円×90床 = 5億4,990万円
従来型 個室	450万×20床 = 9,000万円			551万円×20床 = 1億1,020万円
多床室	405万×30床 = 1億2,150万円			495万円×30人 = 1億4,850万円
小計	6億6,150万円	7,000万円		8億860万円

$$= (①6億6,150万円 + ②7,000万円) \times ③1.5 + ④8億860万円$$

👉 **基準額 19億585万円**

補助対象事業者は、介護老人保健施設施設整備費補助対象法人
審査要領の審査基準を遵守する必要があります。
審査基準の適合状況を事前に御相談ください。

詳細は法人審査要領
を御確認ください。

<主な項目>

(1)法人の適格性

役員配置等の組織運営が適正か、事業運営実績があるか 等

(2)財務状況

債務超過でないこと、過去3か年の医業利益の黒字、自己資本比率20%以上 等

(3)地域連携

地元自治体・地域住民の了解があるか 等

(4)計画土地・建物

根抵当権の設定は原則として認められないこと 等

(5)事業運営

事業が確実に運営されていく見通しはあるか 等

(6)資金計画

資金調達は適正かつ確実性があるか、借入金償還の見通しはあるか 等

3 施設審査基準

補助対象事業者は、介護老人保健施設整備等の審査基準を遵守する必要があります。

計画内容が審査基準に適合しているか御確認ください。

詳細は施設整備の審査基準を御確認ください。

〔緩和基準①〕 都の独自基準

項目	国基準	都基準	備考
廊下幅	片廊下1.8m 中廊下2.7m	片廊下1.5m 中廊下1.8m	※内法で手すりから測定

〔緩和基準②〕 サテライト型・医療機関併設型の場合

項目	サテライト型	医療機関併設型
食堂、談話室、レクリエーション・ルーム		緩和可
機能訓練室	40㎡以上・療養転換の場合は緩和可	40㎡以上・緩和可
診察室、浴室、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室 洗濯室又は洗濯場、汚物処理室	調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室のみ緩和可	診察室を除き緩和可 (療養病床転換による場合は、診察室も緩和可)

(※) 緩和可の施設は、本体施設（サテライト型の場合）又は病院・診療所（医療機関併設型の場合）の施設を利用することにより、それぞれの施設基準を満たし、かつ、各施設の利用者の処遇が適切に行われる必要がある。

(1) 増築・改築を行う際の注意点

①改築の必要性

補助を受けて改築を行う場合には、老朽度調査票の提出とともに、改築が必要となる具体的な理由（大規模改修等では対応できないこと）を記した理由書の提出等が必要です。

②既存入所者への配慮

既存施設における工事や改築後の建物をユニット型とする場合においては、入所者の生活環境への影響や経済的負担の増加が生じます。工事期間中の入所者の処遇への配慮や、経済的負担増を受容できない入所者の受入れ先の確保が必要になります。

③職員の確保・研修等

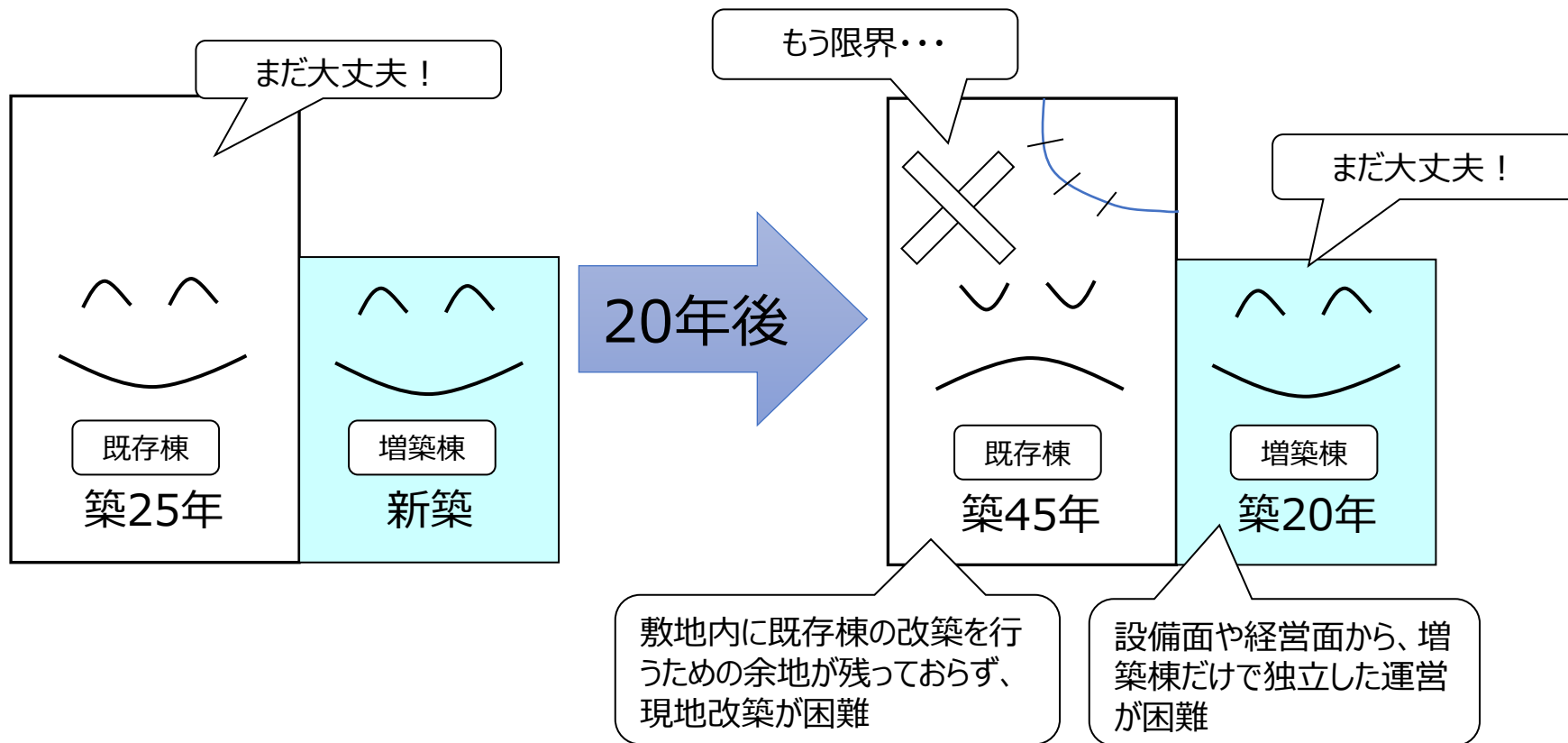
所在地の移転や増築に伴う新たな職員の採用、職員に対する研修などの準備も必要になります。

4 その他の注意点

(1) 増築・改築を行う際の注意点

④将来の利用計画

既存建物の増築を行った場合、既存建物が先に老朽化し、使用に堪えなくなることが予想されます。そのとき、まだ使える増築棟の活用が可能であるか、敷地内改築ができる余地が残っているかなど、増築を行うに当たっては、将来の利用計画を見据えた検討を行ってください。



(2) 工事請負費の適切な見積り

建築費の動向を踏まえ、協議書提出時から、適切な設計・見積りをお願いします。

ポイント① 資金計画上の負担が少なく、かつ開設後のコストも見据えた設計

ポイント② 建設費の高騰を踏まえた見積り

- 専門家検討委員会開催後に設計や資金計画に大きな変更が生じる場合は、再度、専門家検討委員会に付議することになります。
- 入札不調等により設計や資金計画を変更する場合、内示後であっても再度専門家検討委員会に付議することがあります。（再入札は再審査を終えてからとなり、整備開始時期が遅れます。）
- 再入札する場合、契約までに、さらに2～3か月程の期間を要します。



例年、
入札不調が
発生してい
ます！

整備開始時期が遅れることとなり、事業者の負担がより大きくなります。

- ・ 地元（区市町村等）との調整
- ・ 収益への影響（土地賃料の増・開設時期延期による収益の減）

(3) 入札・工事請負契約について

**施設整備の補助には多額の都税が投入されることから、
都の行う契約手続きに準じて、
透明性・公平性が確保された手続きを取っていただきます。**

ポイント① 契約の業者選定は一般競争入札で行ってください。

入札参加条件など、都と協議しながら進めていただきます。

内示から入札までの間に、入札等の手続きにかかる時間を十分に見込んでください。

再入札となった場合、さらに2～3か月程の期間を要します。

【契約手続きの基準】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/tokuyou/keiyakutetsuzuki.html>

ポイント② 契約の相手方やその関係者から、
寄付金等の資金提供を受けることはできません。

寄付金等の受領が判明した場合、交付決定の取消しや、補助金の返還を求めることになります。

4 その他の注意点

(4) 財産処分について

補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを「財産処分」といい、財産処分を行うには、補助金交付元の長（東京都知事等）の承認が必要です。

また、財産処分を行う場合には原則として補助金相当額の返還が必要となります。ただし、転用等の内容によって返還が免除になる場合もあります。

なお、承認を受けずに処分をした場合は、交付決定取消し（＝補助金返還）の対象となります。

転用	補助金等の交付の目的に反して、補助財産を使用すること。
譲渡	補助財産の所有者が変わること。
交換	補助財産を第三者が所有する財産と交換すること。
貸付	補助財産の使用者が変わること。
抵当権の設定	補助財産を担保に供すること。
取壊し	補助財産（不動産）の使用を中止し、取り壊すこと。
廃棄	補助財産（動産）の使用を中止し、廃棄すること。

よくある例

- ◇ 補助施設の一部を併設の事業所の用途に使用
 - ・老健の事務所を居宅介護支援事業所専用に変更
 - ・補助を受けて整備した併設の訪看ＳＴを廃止
- ◇ 補助施設の運営者の変更に伴い、新運営者に建物を譲渡
- ◇ 老朽化により補助施設を改築

手続きが不要なもの

補助を受けた当初の用途と変わらない場合は手続き不要です。

例：老健の倉庫を老健の会議室に変更

財産処分を行うことができるのは、承認後です。

承認手続きには３か月以上必要です。（案件により長期間に及びます。）

上記のような変更を検討される場合は、早めに御相談ください。

5 介護老人保健施設の整備に関する主な支援

(1) 整備用地の確保

	補助内容	基準額・補助率等
<u>定期借地権設定のための一時金の支援事業</u>	賃料の前払いとしての定期借地権一時金への補助	交付基礎単価：路線価の1/2～3/4(地価・整備率に応じて段階的に設定)、最大10億円 備考：普通借地も対象
<u>借地を利用した特別養護老人ホーム等設置支援事業</u>	賃料への補助	基準額：2千万～5千万 補助率：1/2 補助対象期間：60月
<u>介護保険施設等の整備に係る用地確保支援事業</u>	区市町村が行う整備用地確保に向けた土地所有者への働きかけ等への補助	補助率：2/3 備考：区市町村が対象

(2) その他の支援

	補助内容	基準額・補助率等
<u>介護老人保健施設等利子補給</u>	独立行政法人福祉医療機構からの借入金に対する償還利子額を補助	交付額：福祉医療機構の償還計画により法人が償還する借入金利子の額
<u>開設準備経費等支援</u>	開設や増床時に必要な備品等への補助	基準額98.9万(R6単価)×定員数 備考：デジタル介護機器等コンサルティング等経費支援(p8)を活用して施設のDX化計画を作成している場合、上乗せ補助あり(基準額：80,000千円/1施設、補助率：3/4)【令和7年度拡充】

5 介護老人保健施設の整備に関する主な支援

(3) 既存施設への支援（施設・設備整備）

	補助内容	基準額・補助率等
<u>東京都介護老人保健施設施設整備費補助事業</u>	改修工事への補助 ※民間法人のみ対象	【大規模改修】 基準額：1億9,072万円 補助率：1/2
		【大規模改修（空調設備更新）】 基準額：7,000万円 補助率：1/2 【空調設備更新は令和7年度新設】
<u>高齢者施設等の防災・減災対策推進事業</u>	非常用自家発電機整備費や水害対策のための改修費等を補助	補助率：3/4
<u>介護施設内保育施設運営支援事業</u>	介護施設内に整備する保育所の運営費を補助	補助率：2/3

5 介護老人保健施設の整備に関する主な支援

(3) 既存施設への支援（機器等）

	補助内容	基準額・補助率等
社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業（高齢分野）	緊急災害時用に可搬型非常用電源等の整備費用を補助	基準額：25万円～500万円（補助対象機器に応じて設定） 補助率：3/4
介護現場改革促進事業 デジタル機器導入促進支援事業	デジタル機器を活用し介護業務の負担軽減に資する機能を有したシステムの導入経費を補助	補助率：3/4 【令和7年度より補助対象施設に老健追加】
介護現場改革促進事業 次世代介護機器導入促進支援事業	介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護環境の改善に資する次世代介護機器の導入、見守り支援機器の導入に伴う通信環境整備等の一体整備に必要な経費を補助	補助率：3/4～7/8 【令和7年度より（3）見守り支援機器及び通信環境の一体的整備事業の補助対象施設に介護医療院追加】
介護現場のDX・タスクシェア促進事業 高齢者施設における分身ロボット等活用支援事業	分身ロボット等の導入に要する備品購入費や工事費、分身ロボット等の操作者として高齢者等を活用するために要する人件費等を補助	基準額：240万円/施設（高齢者等の活用体制構築を行う場合、30万円加算） 補助率：3/4
介護現場のDX・タスクシェア促進事業 介護施設等における掃除・配膳ロボット導入支援事業	自走式の掃除ロボット又は配膳ロボットを導入し、介護の周辺業務の負担軽減に係る効果検証を行う介護施設等に対し、当該ロボットの導入に要する経費を補助	基準額：240万円/施設 補助率：1/2

施設支援課 施設整備担当（老健班） 03-5320-4266

根拠法令や各事業の概要等は、東京都福祉局の各事業のページを御確認ください。

東京都福祉局

検索



[福祉局トップページ]

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

[介護老人保健施設施設整備費補助事業]

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/rouken/roukensetumeikai>

[介護老人保健施設トップページ]

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei//shisetu/rouken/index.html>

[老健ショートステイ空床情報検索システム（一般社団法人東京都老人保健施設協会）]

<https://www.roken-tokyo.or.jp/kensaku/>

本説明資料はこちらに掲載しています。

掲載している支援事業については、
資料の事業名をクリックすると
各事業のホームページが開きます。

